

長野県がん対策推進企業等連携協定にかかわる取組



企業名： 長野県信用組合

令和 7 年度の実施内容

・時効年次有給休暇の積立制度

時効により失効した年次有給休暇を最大 60 日まで積み立て、必要に応じて利用できる制度です。

利用目的：①業務外の私傷病で、医師の判断により休業が必要な場合

②本人及び配偶者の不妊治療

③家族の看護・介護

④小学校卒業までの子どもの学校行事等

⑤生理・更年期障害等による体調不良で就業が著しく困難な場合

・私傷病特別休暇

年次有給休暇を全て取得した後、更に病気の療養が必要な場合は、30 営業日を限度として特別休暇を取得できる制度です。分割取得も可能としています。

・がん検診（乳がん検診・子宮頸がん検診）への補助金支給

対象者：20 歳以上の健保組合の被保険者及び扶養されている配偶者

・人間ドック受診の補助金支給

対象者：30 歳以上の職員及び扶養されている配偶者

令和 8 年度の実施予定

令和 7 年度に準じます。